

**外洋特別規定発行にあたって**

- (1) 外洋特別規定 2018-2019 は、World Sailing（国際セーリング連盟）が発行する OFFSHORE SPECIAL REGULATIONS 2018-2019 を公益財団法人日本セーリング連盟がセーラーおよび連盟と関係する団体のために日本語訳したものであり、外洋特別規定に関わる国内規定（OSR 国内規定）とともに発行する。
- (2) OSR 国内規定に関連する外洋特別規定の該当項目の左端には破線の印をつけてある。
- (3) 外洋特別規定は適用期間中に World Sailing により改訂が行われた場合は、なるべく早い機会に日本語参考訳も更新される。
- (4) 外洋特別規定の日本語参考訳はいつでも訂正されることがある。
- (5) OSR 国内規定はいつでも改訂されることがある。
- (6) 前記 (3) (4) (5) における最新の規定は次のウェブサイトに掲載される。  
<http://www.jsaf-anzen.jp/1-1.html>
- (7) 外洋特別規定では、英文が正文であり日本語訳は参考訳である。OSR 国内規定は日本語がそのまま正文である。  
外洋特別規定の翻訳にあたっては、なるべく原文に忠実に翻訳したが、原文の意味を正確に日本語で表現するために意識した箇所もある。また、原文に改訂が無かった場合でもより適切な日本語表現の為に訳文を変更した箇所もある。
- (8) 外洋特別規定 2018-2019 の適用期間は 2018 年 1 月 -2019 年 12 月であるが、日本国内においては 2020 年 3 月までの使用も認める。
- (9) 本書の一部または全部を転載する場合には、事前に日本セーリング連盟の承認を得なければならない。



**APPENDIX C**  
**SPECIAL REGULATIONS**  
**for inshore dinghy racing**

Special Regulations for inshore dinghy racing are intended for use in races where:-

- participating boats may not be self-sufficient
- the races are short in duration and close to a single manned shore base, in relatively warm and protected waters, in daylight and good visibility
- participating boats can be observed by race organisers at all times
- safety/rescue boats are available all along the course sufficient to enable any competitor to be returned to the shore base in a timely manner
- safety/rescue boats are of a suitable design and properly equipped and are manned by adequately trained and competent personnel including, for each race, at least one skilled in first aid

That the Requirements for Special Regulations for inshore dinghy racing are:-

Unless otherwise prescribed in Notice of Race and/or Sailing Instructions, where class rules include items of safety such rules shall override the corresponding part of these Regulation.

All equipment required by Special Regulations for inshore dinghy racing shall:-

- function properly
- be regularly checked, cleaned and serviced
- when not in use be stowed in conditions in which deterioration is minimised
- be readily accessible
- be of a type, size and capacity suitable and adequate for the intended use and size of the boat.

All boats sailing under Special Regulations for inshore dinghy racing shall be fitted with:-

- A strong point for the attachment of a tow and/or anchor line.

All boats sailing under Special Regulations for inshore dinghy racing shall carry:-

**付則 C**  
**インショアディングレース用**  
**特別規定**

インショアディングレース用特別規定は以下のレースでの使用を意図している

- 参加艇は、自給自足できない場合がある
- レース期間が短く、付近に有人の海岸施設のある比較的温暖な囲まれた水域で、日中でかつ視界が良いときに行われるレース
- レース主催者から参加艇が常に見えている
- 監視艇 / 救助艇はコースの全域で利用可能であり、全ての競技者をタイムリーに陸上基地に戻すために十分な数であること
- 監視艇 / 救助艇は適切な仕様で適切に装備されていること、乗員は十分な訓練をつんだ有能な人員が全てのレースで乗っていること。少なくとも一人は応急手当を習熟していること

インショアディングレース用特別規定の  
要求は、

レース公示および / または帆走指示書に記述された場合を除き、クラス規則に安全に関する規定を含む場合は、本規定の対応部分よりクラス規則が優先される。

インショアディングレース用特別規定では全ての装備に  
以下が要求される、

- 適切に機能する
- 定期的に点検され、清掃され、維持されている
- 未使用時には劣化が最小になるような状態で保管されている
- すぐに使用できる場所にある
- 艇の大きさや使う目的に対して、適切で十分な種類、サイズ、容量である

インショアディングレース用特別規定の下で帆走する全ての艇は以下を装備すること、

- 曳航および / またはアンカーラインを取り付けるための強固な箇所

インショアディングレース用特別規定の下で帆走する全ての艇は以下を搭載すること、

- A personal flotation device (PFD) for each person aboard to ISO 12402-5 -Level 50 or equivalent
- A knife
- If the hull is not self-draining or is able to carry more than 150 litres of free water, a bucket or bailer of not less than 1 litre capacity
- If a trapeze harness is carried it shall be to ISO 10862
- A paddle or means of propelling the boat when not under sail

## WORLD SAILING 外洋特別規定 付則 C

---

- 乗員各個人に、ISO 12402-5 -Level 50 または同等品の個人用浮揚用具 (PFD)
- ナイフ
- 艇体が自動排水でない、あるいは 150 リットル以上の湛水容量がある場合、容量が 1 リットル以上のバケツか排水用具
- トラピースハーネスを装備している場合は ISO 10862 に適合している
- パドル、または帆走状態でないときに艇を推進させる手段

## OSR 国内規定 外洋特別規定に関わる国内規定

該当する規定項目番号	OSR 国内規定：青字部分
**	4.07 以下の通りの予備電池と予備電球を持つ防水型ライト： LED タイプのライトには予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備のライトの搭載を推奨する。
Mo3Mu3,4	4.21b) 防水の懐中電灯と予備バッテリーと予備電球 LED タイプの懐中電灯には予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備の防水懐中電灯の搭載を推奨する。

以下は付則 B インショアレース用特別規定のみに適用され、規定本則には適用されない。

付則 B	5.01.1 各乗員は以下を持つこと、 個人用浮揚用具の条件は、 (a) 笛が装備されている (b) 艇名か着用者の名前が明記されている (c) 膨張式の場合、定期的に空気保持のチェックがなされている 適用クラス規則または帆走指示書で指定されない限り、個人用浮揚用具は 150 ニュートンの浮力を有し人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持できなければならない。あるいは、国土交通省型式承認 TYPE A か同等品。または ISO12402-2(Level 275) /-3(Level 150) /-4(Level 100) /-5(Level 50) いずれかの適合品でなければならない。
------	---

ホームページ



フェイスブック



**JAPAN  
SAILING  
FEDERATION**

外洋特別規定 2018-2019  
OSR国内規定  
許可無く複製を禁じます

発行 公益財団法人 日本セーリング連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 902号室  
tel.03-6447-4881(代表) fax.03-6447-4882

外洋安全委員会

Eメール

[anzen-offshore@jsaf.or.jp](mailto:anzen-offshore@jsaf.or.jp)

ホームページ

<http://www.jsaf-anzen.jp>

フェイスブック

<https://www.facebook.com/jsafgaiyouanzen/>